

自立支援医療費受給者証（精神通院医療）をお持ちの方へ  
受給者証の有効期間が1年間延長になります。

**【福島県の対応方針】**

- ★ 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方**全員の有効期間を1年延長**します。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、医師の診断書を取得することを目的に医療機関を受診することを避けるための**期間限定の取扱い**です。
- ★ **更新の手続きは不要**です。
- ★ 現在お持ちの受給者証は、記載された有効期間満了後から1年間引き続き有効となりますので、そのままお使いください。  
(例) 現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日：令和2年8月31日  
⇒延長後の有効期間の満了日：令和3年8月31日
- ★ すでに更新手続きが済んでいる場合は、特に対応は必要ありません。  
また、**更新手続きを行いたい場合、申請は可能です。**

**【記載事項の変更について】**

- ★ 自己負担上限額や医療機関の変更などの受給者証の記載事項に**変更がある場合は、必ず市町村窓口にて「変更申請」を行ってください。**
- ★ 変更の手続きは郵送による申請が可能な場合もあります。

**【お問い合わせ】**

- ★ ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。